

令和 7 年（2025 年）5 月 2 日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課自立支援担当課長

同一世帯に複数の障がい児がいる世帯における上限額管理の開始について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

障害児通所給付費等においては、同一世帯に障害児通所支援等を利用する障がい児が複数いる場合は、障がい児ごとではなく保護者に対して一つの利用者負担上限月額が設定されています。

同一世帯に複数の障がい児がいる世帯の利用者負担の支払いについて、今までは電子請求で上限額管理ができなかったため、札幌市では、高額障害児通所給付費等で還付する運用を行ってきましたが、国から、電子請求で上限額管理が可能となることが示されました。

これに伴い、札幌市においても、令和 7 年 4 月サービス利用分から、電子請求で上限額管理を可能とすることとしますので、保護者の負担軽減のため、可能な限り上限額管理で対応いただきますようお願いいたします。

記

1 対象サービス

- 障害児通所支援
- 児童が利用する障害福祉サービス（居宅介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護及び短期入所）

2 留意事項

- 請求に当たっての留意事項は、国作成の Q A（別添 1）及び札幌市作成の Q A

(別添2)を参照ください。

- 複数の障がい児の上限額管理を行うためには、それぞれの上限額管理事業所は同一である必要があります。
- 請求ソフトでの利用者負担上限額管理結果票の作成方法に関するお問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください。なお、簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。
- 当面の間、高額障害児通所給付費等での還付も引き続き可能とします。

3 添付資料

- (1) 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて . . . 別添1
- (2) 複数児童の上限管理に係るQ&A . . . 別添2
- (3) 利用者負担上限額管理結果票（複数児童用） . . . 別添3

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係 電話：011-211-2938 FAX：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
